

施設向け 新型コロナウイルス感染の 利用者・職員が発生したときは



このパンフレットは、施設で新型コロナウイルス感染者さんが発生したときの対応や保健所が行う濃厚接触者の特定等について、流れと内容をまとめたものです。

施設の方へ

皆さんは今、身近に新型コロナウイルス感染者さんがいたことがわかり、さまざまなご心配や不安を感じていらっしゃると思います。

保健所では、新型コロナウイルスの感染が、みなさんの施設で拡がっていかないよう、ご協力をいただきながら、対応を進めていきます。

新型コロナウイルス感染症について正しく理解していただき、落ち着いて適切に対応していけるように、一緒に準備をすすめていきましょう。

茅ヶ崎市保健所 保健予防課

担当者

連絡先 0467-55-5621

【目次】

1	新型コロナウイルス感染症の基礎知識	p1
	(1) 感染経路	
	(2) 潜伏期間・感染可能期間	
	(3) 症状	
2	新型コロナウイルス感染の利用者・職員等が発生したときの流れ	p2
3	感染拡大防止策	p4
	(1) 施設内の消毒・清掃	
	(2) 衛生材料(個人防護具を含む)の確認と確保	
	(3) 職員の確保	
	(4) 業務内容の調整	
4	濃厚接触者及び接触者の特定	p6
5	濃厚接触者及び接触者の健康診断	p9
6	健康診断の結果判明後の対応	p10
7	検査で陰性と判明又は検査結果待ちの濃厚接触者への対応	p10
	(1) 濃厚接触した利用者	
	(2) 濃厚接触した職員	
8	環境整備	p11

1 新型コロナウイルス感染症の基礎知識

(1) 感染経路

新型コロナウイルスは一般的には、飛沫感染・接触感染で感染します。換気の悪い環境では、咳やくしゃみなどがなくても感染すると考えられます。感染者の飛沫に含まれるウイルスが物や人の手を介して伝播され感染が広がる場合もあります。

有症状者が感染伝播の主体ですが、無症状病原体保有者からの感染リスクもあります。

WHO は、新型コロナウイルスは、プラスチックの表面では最大 72 時間、ボール紙では最大 24 時間生存するなどしています。

(2) 潜伏期間・感染可能期間

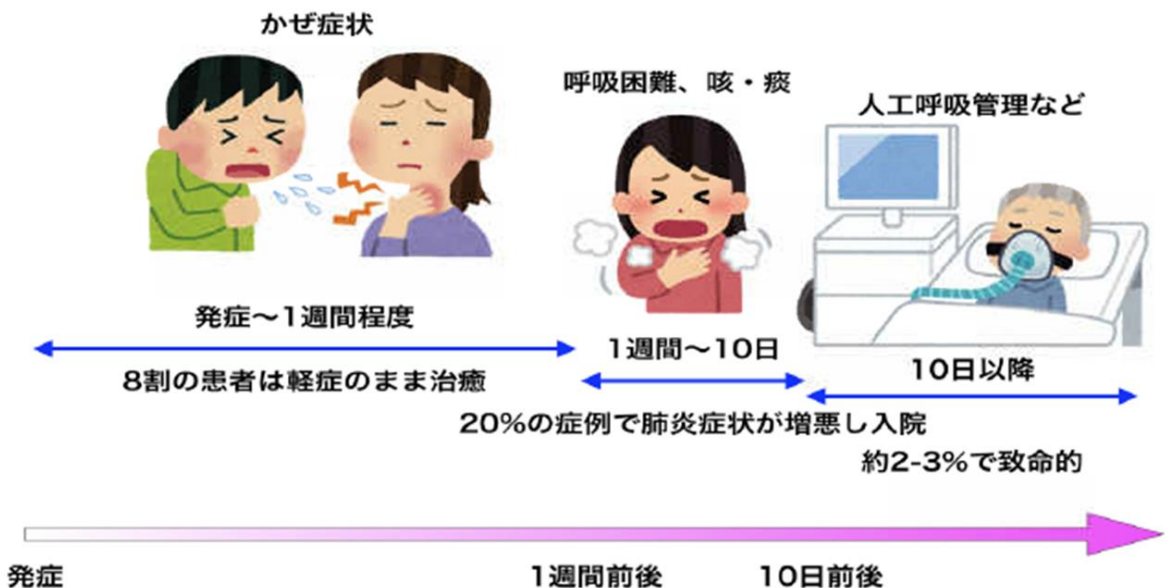
潜伏期は 1 ～ 14 日間であり、曝露から 5 日程度で発症することが多いです。

感染可能期間は、発症 2 日前から発症後 7 ～14 日間程度です。

新型コロナウイルスは上気道と下気道で増殖していると考えられ、重症例ではウイルス量が多く、排出期間も長い傾向にあります。発症から3～4週間、病原体遺伝子が検出されることもあります。なお、血液、尿、便から感染性のある新型コロナウイルスを検出することはまれです。

(3) 症状

多くの症例で発熱、呼吸器症状(せき、のどの痛み、鼻水、鼻づまりなど)、頭痛、倦怠感などがみられます。下痢や嘔吐などの消化器症状の頻度は多くの報告で 10%未満です。味覚障害・嗅覚障害が出現する場合があります。初期症状はインフルエンザやかぜに似ており、この時期にこれらと COVID-19 をみわけることは困難となります。



(新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き・第2版)

2 新型コロナウイルス感染の利用者・職員が発生したときの流れ

(1) 保健所から施設へ連絡

保健所より、新型コロナウイルスに感染した利用者・職員等がいる旨の連絡があり、下記の対応および調査等について説明がありますので、落ち着いて対応をしてください。

(2) 保健所との窓口となる施設の担当者の決定

今後の対応を円滑に進めるために、保健所との連絡調整の窓口となる方を決めてください。

(3) 施設の関係機関等への情報共有・報告

ア 施設医・かかりつけ医・指定権者・法人本部・ケアマネージャー・関係業者等への連絡

適切な医療及び事業継続等の判断・指示を受けます。

イ 利用者・家族への連絡

状況を説明し、健康観察や二次感染予防の協力を依頼します。

ウ 職員への周知

施設管理者は感染症の発生状況等を関係職員に周知し、対応の徹底を図ります。

※感染者のプライバシーを尊重した対応をお願いします。感染者の名前を伝える範囲は必要最低限とし、不必要な感染者の情報の漏出を避けてください。

(4) 感染者発生直後の施設の感染拡大防止策 ⇒詳しくは「3 感染者発生直後の施設の感染拡大防止策」

ア 感染疑い者(濃厚接触・有症状者)の把握・隔離等

他の利用者・職員が既に感染している可能性があります。利用者・職員の健康状態を確認してください。

イ 施設内の消毒・清掃

感染者の居室や利用した共有スペース等、発生状況に対応した施設内の消毒・清掃を実施します。

ウ 衛生材料の確認と確保

サージカルマスク、手袋、消毒液、ガウン等の在庫を確認し、確保します。

エ 職員の確保

適切なケアの提供だけでなく、感染対策の観点からも職員の確保は重要です。

オ 業務内容の調整

業務の優先順位を整理することが重要です。

(5) 濃厚接触者及び接触者の特定 ⇒詳しくは「4 濃厚接触者及び接触者の特定」

感染者と接触している場合、他の利用者・職員が感染している可能性があります。また、施設内の利用者・職員が、今回発見された感染者の感染源になっている場合もあります。

そのため、施設の方には、感染者の行動歴・接触歴、施設内の接触者・有症状者を把握し、下記の報告様式への記入をお願いします。その情報を元に、保健所が個別に濃厚接触者又は接触者に該当するかどうか判断します。

- 感染者の行動歴・接触歴の把握
- 接触者の把握
- 有症状者の把握

(6)濃厚接触者及び接触者の健康診断 ⇒詳しくは「5 濃厚接触者及び接触者の健康診断」

濃厚接触者及び接触者は健康診断(検査等)を行います。健康診断の方法等については、施設と相談しながら行います。

(7)健康診断結果の判明後の対応 ⇒詳しくは「6 健康診断結果の判明後の対応」

ア 陽性者

神奈川県入院優先度を判定する目安としてのスコア(2020年12月7日より運用)を活用し、陽性者の症状等により、入院又は施設、自宅療養となります。

イ 陰性者

濃厚接触者の陰性の利用者は、施設内対応で個室管理と感染予防策をとり、また、職員は自宅で、感染予防策をとり、最終接触日から14日間、健康観察をします。ただし、濃厚接触者の症状等により、再検査等の検討をします。

(8)検査で陰性と判明又は検査結果待ちの濃厚接触者への対応

⇒詳しくは「7 検査で陰性と判明又は検査結果待ちの濃厚接触者への対応」

最終接触日から14日間、健康観察をします。

ア 濃厚接触した利用者

- 原則個室に移します。
- 可能な限り担当職員を分けます。
- 居室・共有スペース等の換気を行います。
- 職員はケアをする際は、使い捨て手袋・サージカルマスク(飛沫感染リスクが高い場合は必要に応じゴーグル、使い捨てエプロン等)を着用します。
- 手洗い、サージカルマスク着用、換気を徹底します。
- 体温計等の直接触れる物は可能な限り該当利用者専用になります。



イ 濃厚接触した職員

- 有症状の場合は、自宅待機の上保健所の指示をあおいでください。
- 症状がない場合は、自宅等で感染予防策をとり、待機となります。

(9)環境整備 ⇒詳しくは「8 環境整備」

濃厚接触者や有症状者の血液・体液・分泌物・排泄物などから、人から物・物から人への接触で感染が広がります。感染予防策のため、施設内の環境の清潔を保つように環境整備をしてください。

☆茅ヶ崎市保健所に報告書①～⑤をFAX送信又はメール送信してください☆

電話番号 0467-55-5621 保健予防課

報告書 ①「初回報告書」 ②「接触者リスト」

③「館内見取り図」(居室番号等を確認できるもの)

④「食事の次席」 ⑤「行事表」(あれば)

F A X 番 号 0467-82-0501 保健予防課

メールアドレス hokenjyo_hokenyobou@city.chigasaki.kanagawa.jp

3 感染者発生直後の施設の感染拡大防止策

(参考:新型コロナウイルスの感染が疑われる人がいる場合の家庭内での注意事項(日本環境感染学会とりまとめ)、新型コロナウイルス感染症に対する感染管理(国立感染症研究所))

(1) 感染疑い者(濃厚接触者・有症状者)の把握・隔離等

利用者・職員が既に感染している可能性があります。利用者・職員の健康状態を確認してください。利用者の場合は、個室隔離し、他利用者との生活空間・動線のわけ、ケア実施内容・方法の確認をし、感染予防対策をお願いします。職員の場合は、出勤しないようにお願いします。

(2) 施設内の消毒・清掃等

ア 施設内の消毒・清掃

感染者の居室や長時間滞在や共有の使用が認められた場所(食堂、お風呂など)、手指が触れた場所(ドアノブ、手すり、スイッチ、蛇口など)、使用した物品(車いすなど)においては、換気をし、消毒液を含ませたペーパータオル(感染者の居室清掃はフローワイパーやダスタークロスがよい)等で、一方向に拭き取りしてください。なお次亜塩素酸ナトリウム液は金属腐食性があるので、金属に使用した場合には、水拭きをしてください。

新型コロナウイルス感染に対する消毒には、アルコール(70%以上95%以下)や次亜塩素酸ナトリウム(0.05%)等が有効です。

感染者の居室等の消毒・清掃、洗濯、汚物に触れる際は、個人防護具(PPE: サージカルマスク、手袋、プラスチックエプロンやガウン等)を使用してください。また、個人防護具を脱ぐ際の手順を職員で確認し、汚染された個人防護具により環境を汚染しないように(脱衣場所のゾーニング等で対応)注意する必要があります。また、手指衛生を実施しないまま、自身の眼や顔面を触れないようにします。

イ リネン類の洗濯

感染者のリネン類の洗濯にあたっては、通常の80℃・10分間の熱水消毒後、洗浄を行います。通常の洗濯用洗剤で洗濯し、しっかりと乾燥させます。

ウ ゴミ等の処理

ゴミや使用済みリネン類などの汚染物を感染者の居室から運び出す際は、ビニール袋に入れて密封し、汚染物が袋の外に出ないように注意します。

感染者のティッシュ等のゴミは、ビニール袋に密閉し、感染性廃棄物として処理します。

(3) 衛生材料(個人防護具を含む)の確認と確保

濃厚接触者や有症状者のケア等では、接触・飛沫感染予防策のため、多くの衛生材料(サージカルマスク、手袋、消毒液、ガウン等)が必要となりますので、在庫の確認と確保をしてください。

【接触・飛沫感染予防策のための個人防護具】

感染者の血液・体液・分泌物・排泄物など、接触する状況により個人防護具を着用します。

- ・手に触れる場合は「手袋」
- ・衣類に飛び散る可能性がある場合は「ガウン又はエプロン」
- ・目に飛び散る可能性がある場合は「ゴーグル又はフェイスシールド」
- ・口・鼻に飛び散る可能性がある場合は「サージカルマスク」

※長袖ガウンが足りない場合、身体を覆うことができ、破棄できる物で代替(例 カップ、袖のないエプロンにアームカバーやビニールゴミ袋など)可能です。

(4)職員の確保

施設内での新型コロナウイルス感染症では、職員が感染者や濃厚接触者となること等により職員が不足する場合があります。濃厚接触者とその他の入所者・利用者の介護等を行うに当たっては、可能な限り担当職員を分けることが望ましいですが、職員が不足した場合、こうした対応が困難となり交差感染のリスクが高まることから、適切なケアの提供だけでなく、感染対策の観点からも職員の確保は重要です。そのため、施設・事業所内・法人内における職員確保体制の検討、関係団体や都道府県等への早めの応援依頼を行うことが重要です。

(4)業務内容の調整

職員が不足した場合は、感染防止対策を行いつつ、限られた職員でサービス提供を継続する必要があることも想定されます。そのため、可能な限り通常通りのサービス提供を行うことを念頭に、職員の出勤状況に応じて対応できるよう、業務の優先順位を整理することが重要です。

4 濃厚接触者及び接触者の特定

【濃厚接触者とは】

- 感染者と同室又は長時間に接触した者
- 感染者と必要な感染予防策(サージカルマスク着用など)なしで、1m程度以内で15分以上接触があった者
- 適切な感染の防護なしに診察、看護、介護(お互いにサージカルマスクしていれば、感染低リスク)した者
- 気道分泌物もしくは体液、排泄物等に直接接触した可能性が高い者

なお、感染者から、ウイルスがうつる可能性がある期間(発症2日前から入院等した日まで)に接触のあった利用者・職員について、接触状況、症状の有無などについて、保健所が個別に濃厚接触者に該当するかどうか判断します。

【接触者とは】

濃厚接触者として取り扱うことはしない(14日間の健康観察の対象としない)が、検査の対象となる者。感染者が発生した高齢者施設など、クラスターが発生した場合の影響が極めて大きく感染リスクが高いと判断される場合に対象となります。

ステップ1 感染者の行動歴・接触歴を把握する

感染者が発症した日から14日前以降(潜伏期間が14日)の行動歴・接触歴を、確認してください。なお、接触とは人と人との接触、人と物との接触があるため、共有の使用が認められた場所(食堂、お風呂など)と共有の使用が認められた物品(車いすなど)を介しての接触があります。

○行動歴・・・感染者が施設において、1日毎にどのような行動をしているか。

食堂で食事、お風呂は個室を利用など

○接触歴・・・行動毎に、どのような接触をしているか、接触時にその接触者は感染症状があったか。

食事: 食事介助なし。Aさん(症状なし)と同じテーブルで他とは1m以上離れている。

お風呂: 職員(症状なし)の介助でお互いにマスク着用なし、他に同じ時間にお風呂を使用している利用者が10名(内、1名に咳症状があった)いる。 など

これらの行動歴・接触歴のうち、ウイルスがうつる可能性がある期間(発症2日前から隔離等した日まで)の行動歴・接触歴を、接触者リストを作成する際のヒントにします。

◎ 年 月 日 ~ 年 月 日 の _____ さんの行動歴・接触歴を確認

ステップ2 接触者を把握する

ウイルスがうつる可能性がある期間(発症2日前から入院等した日まで)に接触があった利用者・職員・外部から来た方(面会者・業者・ボランティア等)をピックアップし、下記についての情報を確認し、「新型コロナウイルス感染症接触者リスト」に記入してください。

なお、場合により、全利用者・職員を接触者リストにあげてもらうことがあります。

◎ 年 月 日 ~ 年 月 日 に _____ さんと接触した方をリスト

【接触者リストの記入に必要な情報】

- ①氏名
- ②性別
- ③生年月日
- ④年齢
- ⑤職種・業務内容(職員の場合)
- ⑥症状の有無
- ⑦施設の利用状況・勤務状況(通所の曜日や勤務日、勤務時間など)
- ⑧接触状況(どのような状況でどのくらい接触し、その際サージカルマスクを着用していたか)
- ⑨接触日
- ⑩施設外での行動歴(入院等)
- ⑪基礎疾患の有無(糖尿病や透析患者、高血圧、免疫抑制剤等の内服など)
- ⑫その他(連絡したいことがあれば、ご記入ください)

※濃厚接触者として決定した場合は、後日、住所・電話番号等が必要になります。

ステップ3 接触者リスト等を作成し、報告書を保健所に提出する

ステップ1から2で記入した「接触者リスト」と「初回報告書」を、保健所にご提出ください。
報告書を基に、保健所で濃厚接触者及び接触者の特定をし、検査方法等を決定します。

ステップ4 保健所から濃厚接触者及び接触者リストを受け取り、濃厚接触者・接触者へ説明をする

提出された報告書や聞き取った情報をもとに保健所が濃厚接触者及び接触者を特定します。
特定された濃厚接触者及び特定者を窓口担当者にご連絡しますので、濃厚接触者及び接触者へのご説明をお願いします。施設内での対応にご不明なこと等があれば、ご相談をお受けします。

5 濃厚接触者及び接触者の健康診断

ステップ1 濃厚接触者及び接触者の健康診断の調整をする

濃厚接触者及び接触者は健康診断(検査等)を行います。検査の方法は、医療機関受診、施設医が検体採取をする等、検査対象者の状況等によって決めていきます。

濃厚接触者で有症状者は、原則、保健所が医療機関の受診を調整します。受診の際には、公共交通機関での移動は控え、自家用車等で受診をしてもらいます。

ステップ2 健康診断をする

健康診断をしていきます。

<健康診断について一例>

健康診断	内容・対象になる方	検査場所
PCR 検査(鼻腔ぬぐい液・唾液)	新型コロナウイルス感染の有無を検査します。 症状がない方が対象です。	原則として施設内で実施します。
医療機関受診	医師が診察し、検査及び診察を行います。 有症状の方が対象です。	原則として委託医療機関で実施します。

※健康診断の内容は、個別の状況、検査体制、感染流行状況等により異なりますので、あくまでも一例となります。

6 健康診断の結果判明後の対応

ア 陽性者 ⇒新型コロナウイルス感染者としての対応となります。

神奈川県の入院優先度を判定する目安としてスコア(2020年12月7日より運用)を活用し、陽性者の症状等により、入院又は施設、自宅療養となります。そして、その感染者の濃厚接触者の特定をしていきます。

① ご本人(又はキーパーソンの方)に保健所から結果を説明します。

② ご本人の症状等により、指定の医療機関を受診します。

受診の際には、公共交通機関での移動は控え、自家用車等で受診をしてもらいます。

急変等の緊急時の場合は、救急要請をしてから、保健所へ連絡をしてください。

イ 濃厚接触者で陰性者

新型コロナウイルス感染の潜伏期は1～14日間であり、曝露から5日程度で発症することが多いです。そのため、感染者との最終接触日から14日間、できる限り他との接触を控えて健康観察を続けます。

陰性の利用者は施設内対応で、職員は自宅等で個室管理と感染予防策をとり、症状がないか等の健康観察をお願いします。症状等により、再検査や入院等の調整を保健所が行います。詳しくは「7 検査で陰性と判明した濃厚接触者への対応」へ。

7 検査で陰性と判明した濃厚接触者への対応

ア 濃厚接触した利用者

○原則個室に移す。

○可能な限り担当職員を分ける。

○居室・共有スペース等の換気を行う。

○職員はケアをする際は、使い捨て手袋・マスク(飛沫感染リスクが高い場合は必要に応じゴーグル、使い捨てエプロン等)を着用する。

○手洗い、サージカルマスク着用、換気を徹底して実行します。

○体温計等は可能な限り該当利用者専用にする。

【個別ケアの一提案】

○食事の介助

原則として個室、食器は使い捨て容器

○排泄の介助

使用するトイレは専用とする

おむつ交換では手袋と使い捨てエプロンを着用、おむつは感染性廃棄物として処理

ポータブルトイレの場合、使用後に次亜塩素酸ナトリウム液(0.1%)で消毒

○清潔・入浴の介助

介助が必要な場合、清拭。個人専用の浴室で介助なく入浴ができる場合は、入浴可

○リネン・衣類の洗濯

熱水洗濯機(80℃ 10分間)で処理し、洗浄後乾燥

又は次亜塩素酸ナトリウム液浸漬後、洗濯、乾燥

○ゴミの処理

ティッシュ等のゴミは、ビニール袋に入れて感染性廃棄物として処理

イ 濃厚接触した職員

自宅待機の上保健所の指示があります。

8 環境整備

濃厚接触者や有症状者の血液・体液・分泌物・排泄物などから、人から物・物から人への接触で感染が広がります。感染予防策のため、施設内の環境の清潔を保つことが重要です。

ア 感染終息まで行う消毒・清掃

感染流行の終息、経過観察期間が終了するまでは、多くの利用者・職員の手指が触れる場所や物品は、最低 1 日に 1～2 回は、消毒・清掃を実施してください。職員の休憩室やロッカー室、パソコン等の消毒も大切です。除菌が難しい場合は、ラップで覆って使用するなど、工夫をしてください。

イ 環境整備の工夫

施設内の衛生管理の基本として、手洗い場、汚物処理室といった感染対策に必要な設備を、利用者や職員が利用しやすい形態（ペーパータオルの設置、ゴミ箱は足踏み式にする等）や場所（个人防护具の着る部屋・脱ぐスペース、感染性廃棄物の置き場等）の設定にすることが大切です。また、濃厚接触者・有症状者とそれ以外の利用者の生活区域や動線が交わらないこと、濃厚接触者・有症状者のケア等をした職員が、汚染された个人防护具により環境を汚染しないように（脱衣場所のゾーニング等に対応）注意する必要があります。

保健所は、感染拡大の防止のため、施設内では、どのような環境下で感染者と接触があったか、濃厚接触者とそれ以外の動線はどのようにされているか等、施設の環境調査とアドバイスをします。

そのために、直接保健所担当者が、そちらに伺い施設の中を見せていただくことがありますので、ご協力をお願いいたします。

① 「施設の見取り図」と「食事の席次」をご用意ください。

② 建物、各部屋の換気・清掃等状況についての情報をご用意ください。

食堂やお風呂等の共有スペースや汚物室、職員の事務室や休憩室、更衣室等も確認します。



新型コロナウイルスに関する問い合わせ先
茅ヶ崎市保健所 保健予防課
〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-8-7
電 話:0467-55-5621(直通)
FAX:0467-82-0501